

加入受付中

建設業の一人親方向け 労災保険に加入しませんか？

泉大津商工会議所では、建設業の一人親方をご加入いただける労災保険特別加入の取扱いを開始します。労災保険は基本的に労働者を対象としているため、一人親方や企業の役員等の労働者でない方は対象外とされています。しかし、対象外とされた方々の中にも、労働災害に遭う危険性は通常の労働者と変わらず、労働者に準じて保護することが適当といえる方々もいます。そこで、これらの方々も労災補償を受けることができるように、特別に労災保険に任意加入が認められているのが一人親方労災保険の特別加入制度です。

手続きの流れ

01. 申込



下記、申込書をご記入のうえ、FaxかMailにてお申込ください。後日、事務局よりご連絡します。

02. 職員と面談



指定の書類に必要事項をご記入ください。なお、給付基礎日額を決定し、労災保険料を確定します。

03. 納付



労災保険料と手数料を納付してください。
※一括前払いとなります。

04. 労災保険の成立



特別加入証明書のカードを発行します。

手数料について

年間 **6,600円**
※月割り有

＜泉大津商工会議所会費＞ ※月割り有
個人事業主：21,600円~/年（1口あたり 900円/月2口~）
法人：36,000円~/年（1口あたり1,500円/月2口~）

※一人親方建設労災組合の事務を委託するには、泉大津商工会議所の会員加入が必須となります。

申込書 泉大津商工会議所一人親方建設労災組合 宛 Fax:0725-23-1115
Mail:shienka@izumiotsu-cci.or.jp

フリガナ		フリガナ	
事業所名		代表者名	
住所	〒 —		
TEL		Mail	

加入できる方

1. 労働者を使用しないで建設の事業（大工・左官・とび等）を行うことを常態とする一人親方およびその事業に従事する家族
2. 泉大津商工会議所の会員事業所

加入時に必要な書類等

1. 一人親方等特別加入申込書、特定業務チェックシート（該当者のみ）、誓約書、念書
2. 手数料、労災保険料、本人確認資料（顔写真付きの身分証明書）

※粉じん、振動工具、鉛、有機溶剤等の業務がある場合、健康診断が必要な場合があります。
(非会員の場合)

泉大津商工会議所会員加入申込書、会費、口座振替を希望する通帳、銀行印

加入時に必要な費用

令和6年4月～ 単位（円）

給付基礎日額	年間保険料
3,500	21,709
4,000	24,820
5,000	31,025
6,000	37,230
7,000	43,435
8,000	49,640
9,000	55,845
10,000	62,050
12,000	74,460
14,000	86,870
16,000	99,280
18,000	111,690
20,000	124,100
22,000	136,510
24,000	148,920
25,000	155,125

① 労災保険料

給付基礎日額とは労災保険給付時に給付の基礎となる額です。
左記より、選択していただけます。

② 一人親方建設労災組合手数料

年間：6,600円（税込）※月割り有

③ 泉大津商工会議所会費（※月割り有）

個人事業主：21,600円～/年
法 人：36,000円～/年

★加入シミュレーション（料金モデル）

例）個人事業主で給付基礎日額 3,500円で加入

① 労災保険料	② 手数料	③ 会議所会費
21,709円	6,600円	21,600円
合計金額：49,909円（年間）		

※年度途中での加入の場合は、月割りします。

申込/問合せ：泉大津商工会議所一人親方建設労災組合

泉大津市田中町10-7
TEL:0725-23-1111 FAX:0725-23-1115
mail:shienka@izumiotsu-cci.or.jp

HP



mail



LINE

